

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によつて、次のとおり公聴会を開催する。

令和六年四月十五日

広島県知事 湯崎英彦

一日時

令和六年六月三日（月）午後二時三〇分から午後四時まで

二場所

東広島市西条栄町七番十九号

東広島芸術文化ホール くらら 小ホール

三事案

東広島都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）に関する都市計画の変更について（素案の概要是別記のとおり）

四公述の申出方法等

1公述の申出方法

公聴会での公述を希望する者は、住所、氏名、電話番号並びに述べようとする意見の要旨及び理由を記載した書面を広島県知事（郵便番号七三〇一八五一　広島市中区基町一〇番五二号　広島県土木建築局都市計画課）へ提出すること。

2公述の申出期間

令和六年四月十六日（火）から令和六年五月二日（木）まで（郵送の場合は、令和六年五月二日（木）までの消印のあるもの有効とする。）

五公述人の選定等

知事は、前記四の書面を提出した者のうちから、公聴会において公述するものを選定し、選定の結果を通知する。

六公聴会開催の中止等

公述の申出の期間内に公述の申出がない場合、公聴会を中止する。また、公述の申出が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮する。

七素案の閲覧

1閲覧期間

令和六年四月十六日（火）から令和六年五月二日（木）まで

2閲覧場所

広島県土木建築局都市計画課、東広島市都市部都市計画課

3閲覧時間

閉庁日を除く平日の午前八時三十分から午後五時十五分まで

八公聴会に関する問い合わせ先

広島市中区基町一〇番五二号

土木建築局都市計画課（電話（〇八二）五一三一四一一七（ダイヤルイン））

(別記)

東広島都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）に関する都市計画の変更素案  
の概要

一 変更に係る面積

区 分	面 積
変更前の市街化区域面積	約二・九九二ヘクタール
市街化調整区域から市街化区域に編入する区域の面積	約二・八ヘクタール
市街化区域から市街化調整区域に編入する区域の面積	約二・一ヘクタール
変更後の市街化区域面積	約二・九九三ヘクタール
特定保留面積	約十六・三ヘクタール

二 主要な変更の内容

- 1 令和十二年を目標年次とする。
- 2 市街化区域内の土砂災害特別警戒区域のうち、市街化区域の縁辺部で、住宅、店舗、工場等の都市的土地区域が行われていない区域について、市街化調整区域に編入する。  
(逆線引きの取組)
- 3 計画的な市街地の整備が確実な区域を対象として、市街化調整区域から市街化区域に編入する。
- 4 計画的な市街地整備の実施の見通しがあり、市街化区域とすることが妥当とされる区域のうち、市街地の形成に相当期間を要するなど、市街化区域への編入要件が整っていない区域は特定保留区域に位置付け、編入要件が整った時点で市街化区域に編入する。